

## 2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった平成25年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、平成25年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

### (2) 調査機関

人事委員会及び人事院

### (3) 調査の範囲

① 調査対象事業所（母集団事業所） 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 1,242事業所

② 調査対象職種 78職種（行政職相当職種22職種、その他の職種56職種）

### (4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から274事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

③ 調査実人員 初任給関係の調査職種662人、初任給関係以外の調査職種12,447人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、98,212人である。

### (5) 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別，企業規模別調査事業所数

	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	231事業所	108事業所	81事業所	42事業所
鉱 業 ， 採 石 業 ， 砂 利 採 取 業 ， 建 設 業	6	3	2	1
製 造 業	115	55	39	21
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 ， 情 報 通 信 業 ， 運 輸 業 ， 郵 便 業	45	22	11	12
卸 売 業 ， 小 売 業	17	8	8	1
金 融 業 ， 保 険 業 ， 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	9	4	5	0
教 育 ， 学 習 支 援 業 ， 医 療 ， 福 祉 ， サ ー ビ ス 業	39	16	16	7

- (注) 1 上記調査事業所のほか，企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が10所，調査不能の事業所が33所あった。
- 2 調査対象事業所274所から企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所10所を除いた264所に占める調査完了事業所231所の割合（調査完了率）は，87.5%。
- 3 「500人以上」とは，企業規模500人以上で，かつ，事業所規模50人以上の事業所を，「100人以上500人未満」とは，企業規模100人以上500人未満で，かつ，事業所規模50人以上の事業所を，「100人未満」とは，企業規模50人以上100人未満で，かつ，事業所規模50人以上の事業所をいう。

## 第14表 企業規模別，職種別給与額等

### その1 公民給与比較の対象職種

#### 1 規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 25 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)－(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職	支 店 長	14	51.9	750,423	0	750,423
	工 場 長	31	53.4	707,141	1,245	705,896
	事 務 部 長	227	53.6	617,860	208	617,652
	技 術 部 長	357	52.6	651,496	1,141	650,355
	事 務 部 次 長	139	51.8	578,973	112	578,861
	技 術 部 次 長	169	51.6	612,462	1,195	611,267
	事 務 課 長	590	49.6	524,621	4,050	520,571
	技 術 課 長	999	49.5	560,901	12,208	548,693
	事 務 課 長 代 理	187	48.0	464,616	19,491	445,125
	技 術 課 長 代 理	207	48.1	453,534	12,842	440,692
	事 務 係 長	900	46.3	450,072	73,979	376,093
	技 術 係 長	1,118	44.2	472,519	93,904	378,615
	事 務 主 任	508	41.5	389,203	53,037	336,166
	技 術 主 任	606	43.2	447,851	84,110	363,741
	事 務 係 員	2,333	35.7	299,791	40,372	259,419
技 術 係 員	2,434	36.3	342,075	60,525	281,550	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	本表 2 規模500人以上，本表 3 規模100人以上 500人未満及び本表4規模100人未満の対応級欄 参照
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職	
係の長及び係長級専門職	

## 2 規模500人以上

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 25 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	11	50.5	784,323	0	784,323
	工 場 長	25	54.4	754,326	1,585	752,741
	事 務 部 長	138	53.6	675,802	421	675,381
	技 術 部 長	304	53.0	670,081	1,187	668,894
	事 務 部 次 長	71	52.0	605,199	286	604,913
	技 術 部 次 長	142	51.6	615,504	1,507	613,997
	事 務 課 長	449	49.6	558,721	4,779	553,942
	技 術 課 長	863	49.8	574,881	13,089	561,792
	事 務 課 長 代 理	150	48.3	485,547	21,646	463,901
	技 術 課 長 代 理	173	48.2	460,472	9,352	451,120
	事 務 係 長	645	47.2	479,183	82,911	396,272
	技 術 係 長	986	44.0	474,839	95,389	379,450
	事 務 主 任	322	41.1	398,131	57,388	340,743
	技 術 主 任	425	43.2	444,244	70,728	373,516
	事 務 係 員	1,458	36.4	310,335	42,444	267,891
技 術 係 員	1,795	36.5	347,071	60,555	286,516	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	行政職給料表 9 級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	行政職給料表 7 級， 8 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職	行政職給料表 5 級， 6 級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3 級， 4 級
	行政職給料表 2 級（一部は 3 級， 4 級）
	行政職給料表 1 級

3 規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 25 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	3	55.9	649,248	0	649,248
	工 場 長	5	50.6	518,143	0	518,143
	事 務 部 長	76	54.2	564,021	0	564,021
	技 術 部 長	37	52.0	593,810	1,284	592,526
	事 務 部 次 長	67	51.6	562,607	0	562,607
	技 術 部 次 長	24	51.4	615,778	0	615,778
	事 務 課 長	120	49.7	466,504	1,860	464,644
	技 術 課 長	104	48.2	479,529	5,599	473,930
	事 務 課 長 代 理	32	46.9	404,430	13,729	390,701
	技 術 課 長 代 理	28	47.2	429,018	33,997	395,021
	事 務 係 長	187	44.2	406,384	62,997	343,387
	技 術 係 長	95	47.1	461,590	84,013	377,577
	事 務 主 任	156	42.1	387,152	48,866	338,286
	技 術 主 任	140	43.5	444,986	100,290	344,696
	事 務 係 員	727	34.4	289,826	39,064	250,762
	技 術 係 員	513	35.9	319,218	57,514	261,704

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	行政職給料表 7 級, 8 級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	行政職給料表 5 級, 6 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職	行政職給料表 4 級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3 級
	行政職給料表 2 級（一部は 3 級）
	行政職給料表 1 級

4 規模100人未満

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 25 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	-	-	-	-	-
	工 場 長	1	X	X	X	X
	事 務 部 長	13	50.3	543,760	0	543,760
	技 術 部 長	16	48.1	500,294	0	500,294
	事 務 部 次 長	1	X	X	X	X
	技 術 部 次 長	3	50.5	444,887	0	444,887
	事 務 課 長	21	47.9	411,004	8,333	402,671
	技 術 課 長	32	45.8	405,514	8,097	397,417
	事 務 課 長 代 理	5	47.7	402,085	9,784	392,301
	技 術 課 長 代 理	6	51.2	384,388	0	384,388
	事 務 係 長	68	44.6	348,004	36,412	311,592
	技 術 係 長	37	43.9	395,362	54,324	341,038
	事 務 主 任	30	40.9	315,803	37,441	278,362
	技 術 主 任	41	41.4	508,856	179,776	329,080
	事 務 係 員	148	35.5	247,772	26,028	221,744
技 術 係 員	126	35.3	344,308	75,928	268,380	

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下同じ。)

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	行政職給料表 6 級, 7 級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	行政職給料表 5 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職	行政職給料表 4 級
係の長及び係長級専門職	行政職給料表 3 級
	行政職給料表 2 級（一部は 3 級）
	行政職給料表 1 級

その2 公民給与比較の対象外職種

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 25 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)－(B)
研究 関 係 職 種	研 究 所 長	3 <sup>人</sup>	55.5 <sup>歳</sup>	834,955 <sup>円</sup>	0 <sup>円</sup>	834,955 <sup>円</sup>
	研究部（課）長	157	51.6	667,575	1,346	666,229
	研究室（係）長	7	54.7	627,460	0	627,460
	主任 研究員	284	48.3	600,807	13,355	587,452
	研 究 員	306	35.9	401,035	32,750	368,285
	研究 補 助 員	105	31.1	307,585	53,870	253,715
医 療 関 係 職 種	病 院 長	2	57.0	1,641,181	120,500	1,520,681
	副 院 長	6	58.2	1,329,036	0	1,329,036
	医 科 長	8	48.6	1,390,273	0	1,390,273
	医 師	29	47.6	1,256,327	68,503	1,187,824
	歯 科 医 師	-	-	-	-	-
	薬 局 長	4	50.3	496,431	9,589	486,842
	薬 剤 師	29	37.7	364,900	39,662	325,238
	診療放射線技師	32	34.5	352,423	22,062	330,361
	臨床検査技師	37	36.5	325,094	26,997	298,097
	栄 養 士	14	33.2	274,726	11,146	263,580
	理学療法士	54	30.8	289,630	14,700	274,930
	作業療法士	20	30.6	267,149	16,171	250,978
	総 看 護 師 長	2	63.0	529,581	0	529,581
	看 護 師 長	29	46.0	476,439	44,543	431,896
	看 護 師	120	36.6	350,459	31,579	318,880
准 看 護 師	59	42.9	304,562	23,520	281,042	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	8	59.4	765,337	0	765,337
	大 学 教 授	49	60.2	678,667	0	678,667
	大 学 准 教 授	26	42.4	534,212	0	534,212
	大 学 講 師	27	44.3	441,170	0	441,170
	大 学 助 教	9	36.7	340,867	0	340,867
	大 学 助 手	9	40.3	328,733	0	328,733
	高等学校校長	1	X	X	X	X
	高等学校教頭	4	57.5	608,385	0	608,385
	高等学校教諭	44	50.0	551,331	0	551,331



第15表 民間における定期昇給制度の状況

役職 段階	項目 企業規模	定期昇給制度あり				定期昇給制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係 員	規 模 計	88.7 %	43.0 %	83.9 %	47.4 %	11.3 %
	500人以上	92.3	36.2	85.0	53.4	7.7
	100人以上 500人未満	90.7	44.9	83.1	47.8	9.3
	100人未満	75.6	58.6	82.8	27.6	24.4
課 長 級	規 模 計	79.5	36.3	84.3	45.7	20.5
	500人以上	79.8	26.8	86.0	51.8	20.2
	100人以上 500人未満	81.9	41.9	83.3	44.7	18.1
	100人未満	73.2	46.4	82.1	32.1	26.8

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第16表 民間における賃金カット等の実施状況

役職段階	項目 賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所 における平均減額率
係 員	3.2%	4.9%
課 長 級	5.5%	7.1%

(注) 平成25年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

第17表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支 給 月 額
配 偶 者	14,662円
配 偶 者 と 子 1 人	21,295円
配 偶 者 と 子 2 人	27,453円

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。  
備 考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第18表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	58.0%
非支給	42.0%
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の並数階層	27,000円以上28,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項目	係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規 模 計	58.7%	41.3%	54.1%	45.9%	53.3%	46.7%
500人以上	59.6	40.4	50.3	49.7	48.5	51.5
100人以上500人未満	59.5	40.5	58.2	41.8	57.2	42.8
100人未満	53.5	46.5	51.6	48.4	55.0	45.0

第20表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割増賃金率	適 用 従 業 員		(参考) 適 用 事 業 所	
	割 合	累 積 割 合	割 合	累 積 割 合
31%以上	5.5%	5.5%	5.8%	5.8%
30%	53.4	58.9	33.1	38.9
29%	0.4	59.3	0.8	39.7
28%	-	59.3	-	39.7
27%	-	59.3	-	39.7
26%	-	59.3	-	39.7
25%	40.7	100.0	60.3	100.0

第21表 民間における再雇用者（公的年金が一部支給される者）の給与水準の取扱い

	平成25年度以降に変更する		変更しない	検 討 中
	平成 24 年度と比べて引き上げる	平成 24 年度と比べて引き下げる		
月例給与	1.5%	2.4%	82.2%	13.9%
年間給与	1.5%	2.4%	82.2%	13.9%

(注) 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有する事業所を100とした割合である（次表において同じ）。

第22表 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の給与水準の取扱い

	公的年金が一部支給される再雇用者の水準と比べて			検 討 中
	高くする	低くする	同じにする	
月例給与	4.5%	0.7%	82.1%	12.7%
年間給与	4.2%	0.7%	82.4%	12.7%

第23表 民間における再雇用者（公的年金が支給されない者）の単身赴任手当の取扱い

	転居を伴う異動がある			転居を伴う異動がない
	単身赴任手当を支給する	単身赴任手当を支給しない	未 定	
43.8%	(94.3%)	(3.7%)	(2.0%)	56.2%

(注) 1 定年年齢が60歳であり、かつ、平成25年4月以降、フルタイムの再雇用制度を有し、かつ、定年前の常勤従業員に単身赴任手当を支給する事業所を100とした割合である。

2 ( ) 内は、公的年金が支給されない再雇用者に転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。